令和4年度

運営指導結果の概要



江東区では、介護保険法第23条の規定に基づき、指定介護サービス事業者等の事業所を訪問し運営指導を実施しています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、事業所を訪問する運 営指導を一部中止又は延期しました。

このことにより、下記の通り66事業所に対して運営指導を実施しました。

令和4年度運営指導実績

サービス種類	運営指導	文書指摘		書指摘延事項	数
り し八性規	事業所数	事業所数	運営	報酬	内返還
居宅介護支援	1 4	9	18	5	4
訪問介護	8	4	1 2	0	0
訪問看護	5	3	1	3	3
訪問リハビリテーション	1	0	0	0	0
通所介護	4	3	5	1	0
通所リハビリテーション	2	2	1	1	1
短期入所生活介護	2	0	0	0	0
短期入所療養介護	2	1	1	0	0
特定施設入居者生活介護	3	0	0	0	0
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	2	1	1	0	0
地域密着型通所介護	1	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	5	3	3	0	0
認知症対応型 共同生活介護	7	4	8	2	2
介護老人福祉施設	3	1	5	1	0
介護老人保健施設	2	2	3	1	1
介護予防支援	5	4	4	0	0
計	6 6	3 7	6 2	1 4	1 1

令和4年度に区が実施した運営指導において、各事業所に指摘した主な内容は次の とおりでした。これらについては、それぞれの事業所に改善を求めました。

I 居宅介護支援

番号	分類	指摘内容
1	内容及び手続の説明及び	・ 前6月間に訪問介護等が位置付けられた居宅サービ
	同意	ス計画の数が占める割合、同一の指定居宅サービス事
		業者等によって提供されたものが占める割合等につ
		き、文書を交付して説明を行っておらず、利用者から
		署名を得ていない事例が認められた。
2	アセスメント	◆ 居宅サービス計画を作成する際、アセスメントを行
		っていない事例が認められた。
3	サービス担当者会議	・ サービス担当者会議を開催しているにもかかわら
		ず、第4表の「検討内容」及び「結論」の記録が空欄
		となっている事例が散見された。
		・ サービス担当者会議の参加者が一部の担当者であ
		り、サービス担当者会議を欠席する担当者がいたにも
		かかわらず、当該担当者に対し、照会等により意見を
		求めていない事例が認められた。
4	個別サービス計画の提出	・ 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事
	依頼	業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めてい
		ない事例が認められた。
5	モニタリング	特段の事情がないにもかかわらず、少なくとも1月
		に1回、利用者の居宅で面接によりモニタリングを行
		わず、モニタリングの結果を記録していない事例が認
		められた
6	主治の医師等の意見等	◆ 医療サービス(通所リハビリテーション等)を位置
		付ける際に、介護支援専門員が利用者の同意を得て主
		治の医師等に意見を求めたこと、及び居宅サービス計
		画を主治の医師等に交付したことが確認できない事
		例が認められた。
7	福祉用具貸与の居宅サー	◆ 福祉用具貸与(特殊寝台、特殊寝台付属品、車いす、
	ビス計画への反映	車いす付属品、手すり、移動用リフト)を居宅サービ
		ス計画に位置付けるにあたって、その利用の妥当性を
		検討した記録、及び継続して福祉用具貸与を受ける必
		要性について検証した記録が確認できない事例が認
		められた。

8	法定代理受領サービスに	◆ 在宅していないことが明らかである利用者に対し
	係る報告	て、居宅において使用することを目的とした福祉用具
		貸与(手すり等)の給付管理を行っている事例が認め
		られた。
9	秘密保持	◆ 利用者の家族の個人情報を用いる場合に当該家族
		の同意を、あらかじめ文書により得ていない事例が認
		められた。
10	運営基準減算	・ 介護支援専門員が、1月に1回、モニタリングを行
		わず、モニタリングの結果を記録していなかった事例
		があるにもかかわらず、運営基準減算がなされていな
		かった。
		・ 前6月間に訪問介護等が位置付けられた居宅サービ
		ス計画の数が占める割合、同一の指定居宅サービス事
		業者等によって提供されたものが占める割合等につ
		き、文書を交付して説明を行っておらず、利用者から
		署名を得ていない事例があるにもかかわらず、運営基
		準減算がなされていなかった。
1 1	初回加算	・ 新規に居宅サービス計画を作成する、又は要介護状
		態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス
		計画を作成する利用者に該当しないにもかかわらず、
		算定した事例が認められた。
1 2	特定事業所加算(Ⅱ)	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たって
		の留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的
		(おおむね週1回以上)に開催すること」、「介護支援
		専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修
		期間、実施時期等について、毎年度、次年度の計画を
		定めること」、「必要に応じて、多様な主体により提供
		される利用者の日常生活全般を支援するサービス(保
		健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民に
		よる自発的な活動によるサービス等)が包括的に提供
		されるような居宅サービス計画を作成していること」
		の要件を満たしていないにもかかわらず、算定した事
4.0	\= \frac{1}{2} \qq	例が認められた。
1 3	退院・退所加算(I)イ	・利用者の退院にあたって、当該病院の職員と面談を
		行っているものの、利用者に関する必要な情報(平成
		21年老振発第0313001号別紙2参照)の提供
		を受けていることの記録がないため、退院・退所加算
		(I) イの算定要件を満たしていることが確認できな
		い事例が認められた。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

Ⅱ 居宅サービス

1 訪問介護

番号	分類	指摘内容
1	勤務体制の確保等	・ 数年以上、研修機関が実施する研修への参加や事業
		所内での研修の実績がなく、研修への参加の機会を確
		保していなかった。
2	居宅サービス計画に沿っ	・ 居宅サービス計画に位置付けのないサービス(「洗
	たサービスの提供	濯」、「買い物」)を提供していた事例、及び居宅サー
		ビス計画に位置付けのない利用日にサービスを提供
		していた事例が認められた。
3	身分を証する書類の携行	一部の訪問介護員等について身分を明らかにする証
		書や名札等を作成していないため、結果として当該証
		書や名札等を携行させていない事例が認められた。
4	サービスの提供の記録	・ 提供したサービスの内容について、記録をしていな
		い事例が認められた。
5	訪問介護計画の作成	◆ アセスメントを実施せずに訪問介護計画を作成し
		ている事例が認められた。
		・ 居宅サービス計画に位置付けのない「洗濯」を訪問
		介護計画に位置付けている事例、及び居宅サービス計
		画に位置付けられている「食事介助、清拭」を訪問介
		護計画に位置付けていない事例が認められた。
		・ 作成した訪問介護計画の内容について、利用者又は
		その家族に対して説明を行っておらず、また、利用者
		の同意を得ていない事例が認められた。
		・ 作成した訪問介護計画を利用者に交付していない事
		例が認められた。
6	秘密保持等	◆ 利用者の家族の個人情報を用いる場合に当該家族
		の同意を、あらかじめ文書により得ていない事例が認
		められた。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

2 訪問看護

番号	分類	指摘内容
1	秘密保持等	・ 利用者の家族の個人情報を用いる場合に当該家族の
		同意を、あらかじめ文書により得ていない事例が認め
		られた。
2	長時間訪問看護への加算	・ 1時間30分以上の指定訪問看護の提供実績がない
		にもかかわらず、長時間訪問看護への加算を算定して
		いる事例が認められた。

3	初回加算	・ 過去2月間において医療保険による訪問看護の提供
		を受けた利用者について、初回加算を算定している事
		例が認められた。
4	退院時共同指導加算	・ 退院時共同指導(当該者またはその看護に当たって
		いる者に対して、病院、診療所等の主治の医師その他
		の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行
		い、その内容を文書により提供することをいう。)を
		行っていないにもかかわらず、本加算を算定している
		事例が認められた。

3 通所介護

番号	分類	指摘内容
1	従業者の員数	◆ 生活相談員がサービス提供時間に送迎を行ってい
		る時間があるために、指定通所介護の提供に従事して
		おらず、生活相談員が不在の時間帯が発生している事
		例が認められた。
		・ 生活相談員が勤務している時間数が指定通所介護を
		提供している時間数より短く、生活相談員が不在の時
		間帯が発生している事例が認められた
2	利用料等の受領	・ 保険給付の対象となっている入浴サービスに係るタ
		オル代を利用者から画一的に徴収していた。
3	秘密保持等	・ 利用者の家族の個人情報を用いる場合に当該家族の
		同意を、あらかじめ文書により得ていない事例が認め
		られた。
4	中重度者ケア体制加算	・ 看護職員が指定通所介護で勤務している時間数が当
		該指定通所介護を行う時間数よりも短く、看護職員が
		不在の時間帯が発生している事例が認められた。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

4 通所リハビリテーション

番号	分類	指摘内容
1	利用料等の受領	・ 日々のレクリエーションとして教養娯楽費を利用者
		から画一的に徴収していた。
2	口腔・栄養スクリーニン	ロ腔スクリーニングを行っていないにもかかわら
	グ加算 I	ず、本加算を算定していた。
		また、栄養スクリーニングは行っているものの、栄
		養状態に関する情報を当該利用者を担当する介護支
		援専門員に提供していることが確認できなかった。

5 短期入所療養介護

番号	分類	指摘内容
1	利用料等の受領	・ 日々のレクリエーションとして教養娯楽費を利用者
		から画一的に徴収していた。

Ⅲ 地域密着型サービス

1 定期巡回·随時対応型訪問介護看護

番号	分類	指摘内容
1	秘密保持等	・ 利用者の家族の個人情報を用いる場合に当該家族の 同意を、あらかじめ文書により得ていない事例が認め
		られた。

2 認知症対応型通所介護

番号	分類	指摘内容
1	従業者の員数	◆ 生活相談員がサービス提供時間に送迎を行ってい
		る時間があるために、指定認知症対応型通所介護の提
		供に従事しておらず、生活相談員が不在の時間帯が発
		生している事例が認められた。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

3 認知症対応型共同生活介護

番号	分類	指摘内容
1	従業者の員数	・ 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対 応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤 換算方法で、当該共同生活住居の利用者の数が3又は その端数を増すごとに1以上配置していない日が頻
2	認知症対応型共同生活介 護計画の作成	 回に認められた。 区分変更申請の結果を確認してから、区分変更後の認知症対応型共同生活介護計画を作成していたために、認知症対応型共同生活介護計画が作成されていない期間が生じていた。 短期目標期間の終了後、認知症対応型共同生活介護計画書第1表を作成せず、第2表及び第3表のみ作成し、利用者に交付していなかった。 認知症対応型共同生活介護計画を作成しているか確認できない事例が認められた。

		・ 初回の計画作成時のみアセスメントを行い、更新時
		にアセスメントを行っていない事例が認められた。
		・ 家族の同意のみで、当該利用者の同意を得ていない
		事例が認められた。
		◆ 認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握
		を行っていない事例が認められた。
3	口腔衛生管理体制加算	・ 口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されてい
		ないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認
		められた。
4	口腔・栄養スクリーニン	・ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行っ
	グ加算	ていないにもかかわらず、本加算を算定している事例
		が認められた。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

Ⅳ 施設サービス

1 介護老人福祉施設

番号	分類	指摘内容
1	勤務体制の確保	・ 介護職員の勤務体制を2以上で行っているにも関わ
		らず、その勤務体制ごとの勤務表を作成していなかっ
		た。
		・ 昼間に、各ユニットに常時1人以上の介護職員又は
		看護職員が配置されていない日が認められた。
		職場におけるハラスメントを防止するための方針の
		明確化及びその周知・啓発等必要な措置を講じていな
		かった。
2	入浴	・ 1週間に2回以上、入浴又は清しきをしていない事
		例が認められた。
3	身体的拘束等の記録	・ 身体的拘束等を行った際に記録をしていない事例が
		認められた。
4	身体拘束廃止未実施減算	・ 身体的拘束を行った際に、記録を行っていなかった
		にもかかわらず、身体拘束廃止未実施減算がなされて
		いなかった。

2 介護老人保健施設

番号	分類	指摘内容
1	利用料等の受領	◆ 日々のレクリエーションとして教養娯楽費を入所
		者から画一的に徴収していた。

2	検食	・ 検食を入所者への食事提供後に行っている事例が認
		められた。
3	試行的退所時指導加算	・ 試行的に退所していないにも関わらず、当該加算を
		算定している事例が認められた。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項

V 介護予防支援

番号	分類	指摘内容
1	秘密保持	◆ 利用者の家族の個人情報を用いる場合に当該家族
		の同意を、あらかじめ文書により得ていない事例が認
		められた。
		・ 利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合
		に、当該利用者及び利用者の家族の同意をあらかじめ
		文書により得ていない事例が認められた。

(注) ◆は複数の事業所に指摘した事項